

社会的セーフティネットの拡充と整備に関する意見書

急速に悪化する雇用失業情勢に対応し、住居を失った離職者を支援する「新たなセーフティネット」の構築に向けた予算措置が講じられ、政府の「経済危機対策」として、本年10月から「雇用と住居を失った者に対する総合支援策」が実施されている。

しかし、「訓練・生活支援給付」、「住宅手当」、「就職安定資金融資」及び「生活福祉資金」がそれぞれ別の申請窓口となっていること等から、「セーフティネット」としての機能が十分に発揮されないことが懸念されている。

こうした中、生活保護受給者数は急増しているが、札幌市においても、すでに今年度の生活保護費が前年度を上回り、総額1,062億円にまで達する見込みであり、雇用失業情勢が改善されなければ、今後も生活保護受給者数の増加は避けられない。

また、国民の約6人に1人が貧困であると政府が公表し、加えて「子どもの貧困」の解決も求められている中、生活保護制度は国民にとっての「最後のセーフティネット」であることから、市民生活における現行の危機的状況を回避し、将来にわたる安心・安全な市民生活を確保するため、社会的セーフティネットの拡充と整備は国が責任を持って実施すべきであると考えます。

よって、政府においては、社会的セーフティネット体系の拡充と整備に向け、以下の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 「雇用と住居を失った者に対する総合支援策」をワンストップ・サービスとして迅速かつ円滑に実施するために必要な事務の改善と、恒久的な制度化を行うこと。
- 2 生活保護制度の円滑な実施に向け、国の責任において運用の改善、実施体制の確保及び確実な財源保障を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成21年（2009年）12月10日

札幌市議会

（提出先）内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣

（提出者）民主党・市民連合、自由民主党、公明党、日本共産党  
及び市民ネットワーク北海道所属議員全員